

財務諸表等（民間会計基準準拠）

海外経済協力勘定

1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 20 年 9 月 30 日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

本財務諸表は国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 41 条に定める海外経済協力業務にかかる財務諸表であります。

2. 監査証明について

当行は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、前事業年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）の海外経済協力勘定の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受け、また、当事業年度（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 20 年 9 月 30 日）の海外経済協力勘定の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成 20 年 7 月 1 日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

3. 連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也 

当監査法人は、「財務諸表等（民間会計基準）」に揚げられている国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、海外経済協力勘定貸借対照表、海外経済協力勘定損益計算書、海外経済協力勘定株主資本等変動計算書、海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書及び海外経済協力勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務に承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【海外経済協力勘定貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	1,858	0.02	4,067	0.04
現 預 け 金	3		4	
	1,855		4,063	
有 価 証 券	103,701	0.94	103,594	0.94
株 式	102,921		102,921	
そ の 他 の 証 券	779		673	
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,7,9	10,962,845	99.23	10,921,146	99.50
証 書 貸 付	10,962,845		10,921,146	
そ の 他 資 産	58,897	0.53	58,548	0.53
前 払 費 用	369		340	
未 収 収 入	57,714		56,543	
そ の 他 の 資 産	813		1,664	
有 形 固 定 資 産 10	6,496	0.06	6,655	0.06
建 物	3,155		2,938	
土 地	2,994		3,216	
一 入 資 産	-		30	
建 設 仮 勘 定 資 産	13		46	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	332		423	
無 形 固 定 資 産	1,618	0.01	1,895	0.02
ソ フ ト ウ ェ ア	1,168		1,767	
リ ー ス 資 産	-		1	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	449		127	
貸 倒 引 当 金	87,609	0.79	119,492	1.09
資 産 の 部 合 計	11,047,808	100.00	10,976,416	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
借 用 金	3,306,703	29.93	3,114,262	28.37
借 入 金	3,306,703		3,114,262	
そ の 他 負 債	14,062	0.13	13,617	0.13
未 払 費 用	13,738		13,470	
一 入 債 務	-		33	
そ の 他 の 負 債	324		114	
賞 与 引 当 金	393	0.00	389	0.00
退 職 給 付 引 当 金	6,541	0.06	6,512	0.06
負 債 の 部 合 計	3,327,701	30.12	3,134,782	28.56
株 主 資 本	7,720,106	69.88	7,841,633	71.44
海外経済協力勘定資本金	7,390,572		7,456,772	
利 益 剰 余 金 11	329,534		384,861	
そ の 他 利 益 剰 余 金	329,534		384,861	
海外経済協力勘定積立金	305,464		487,797	
繰 越 利 益 剰 余 金	24,069		102,936	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	-	-	-	-
純 資 産 の 部 合 計	7,720,106	69.88	7,841,633	71.44
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,047,808	100.00	10,976,416	100.00

[海外経済協力勘定損益計算書]

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	262,296	100.00	116,879	100.00		
資金運用収益	247,097		116,505			
貸出金利	231,875		112,105			
有価証券利息配当	15,014		4,264			
預け金利息	207		135			
役員取引等収益	669		324			
その他の役員収益	669		324			
その他の業務収益	-		-			
外国為替売買益	-		-			
その他の経常収益	14,530		49			
株式等売却益	14,307		-			
その他の経常収益	222		49			
経常費用	83,154	31.70	68,216	58.36		
資金調達費用	68,317		28,924			
借入金利息	68,317		28,924			
役員取引等費用	4,174		1,649			
その他の役員費用	4,174		1,649			
その他の業務費用	220		22			
外国為替売買損	220		22			
営業経費	10,159		5,736			
その他の経常費用	282		31,883			
貸倒引当金繰入額	-		31,883			
株式等償却	282		-			
経常利益	179,141	68.30	48,662	41.64		
特別利益	31,565	12.03	6,788	5.81		
固定資産処分益	10		30			
貸倒引当金戻入益	11,539		-			
償却債権取立益	15		7			
政府交付金収入	20,000		6,750			
特別損失	48	0.02	124	0.11		
固定資産処分	48		124			
当期純利益	210,658	80.31	55,326	47.34		

【海外経済協力勘定株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高	7,231,508	166,062	47,187	118,875	7,350,383	-	7,350,383
事業年度中の変動額							
海外経済協力 勘定資本金増減	159,064	-	-	-	159,064	-	159,064
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	139,401	139,401	-	-	-	-
当期純利益	-	-	210,658	210,658	210,658	-	210,658
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	159,064	139,401	71,257	210,658	369,722	-	369,722
平成20年3月31日残高	7,390,572	305,464	24,069	329,534	7,720,106	-	7,720,106

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金				
平成20年3月31日残高	7,390,572	305,464	24,069	329,534	7,720,106	-	7,720,106
事業年度中の変動額							
海外経済協力 勘定資本金増減	66,200	-	-	-	66,200	-	66,200
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	182,333	182,333	-	-	-	-
当期純利益	-	-	55,326	55,326	55,326	-	55,326
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	66,200	182,333	127,006	55,326	121,526	-	121,526
平成20年9月30日残高	7,456,772	487,797	102,936	384,861	7,841,633	-	7,841,633

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

科 目	期 別	
	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	210,658	55,326
減価償却費	705	388
貸倒引当金の増減()額	15,288	31,883
賞与引当金の増減()額	2	3
退職給付引当金の増減()額	393	28
資金運用収益	247,097	116,505
資金調達費用	68,317	28,924
有価証券関連損益()	14,142	72
為替差損益()	177	25
有形固定資産処分損益()	37	93
貸出金の純増()減	22,502	41,699
借入金の純増減()	408,099	192,441
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	585	2,788
資金運用による収入	251,022	117,699
資金調達による支出	68,361	29,214
その他	45	782
営業活動によるキャッシュ・フロー	244,715	65,651
. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	32	256
有価証券の売却等による収入	19,619	14
有形固定資産の取得による支出	255	449
無形固定資産の取得による支出	678	518
有形固定資産の売却による収入	13	81
無形固定資産の売却による収入	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,666	1,128
. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	159,064	66,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	159,064	66,200
. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額	66,985	579
. 現金及び現金同等物の期首残高	67,569	583
. 現金及び現金同等物の期末残高 1	583	4

【重要な会計方針】

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引はありません。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同 左</p>

	第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
	—————	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同 左
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	(2) 賞与引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を	(3) 退職給付引当金 同 左

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左

【会計方針の変更】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <hr/>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は30百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1百万円、「その他負債」中のリース債務は33百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<hr/>	<p>国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務に承継されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 139,647 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 213,015 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 同 左</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 668,789 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 742,156 百万円あります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,228,905 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、139,647 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 63,663 百万円)となっております。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 3 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は 96,645 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 担保に供している資産はありません。</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,803,800 百万円であります。</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,637 百万円</p> <p>11. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p>	<p>政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,222,583 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、668,789 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 528,995 百万円)となっております。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 9 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は 72,484 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,776,054 百万円であります。</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,593 百万円</p> <p>11. 利益剰余金について 同 左</p>

(損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1 . 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 20,000 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。	1 . 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 6,750 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1 . 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 20 年 3 月 31 日現在	1 . 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 20 年 9 月 30 日現在
現金預け金勘定 1,858 百万円	現金預け金勘定 4,067 百万円
<u>当座預け金(日銀を除く) 1,275 百万円</u>	<u>当座預け金(日銀を除く) 4,063 百万円</u>
現金及び現金同等物 <u>583 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>4 百万円</u>

(リース取引関係)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
—————	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 228 百万円 その他 316 百万円 合計 544 百万円 減価償却累計額相当額 動産 126 百万円 その他 196 百万円 合計 323 百万円 期末残高相当額 動産 101 百万円 その他 120 百万円 合計 221 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 78 百万円 1年超 145 百万円 合計 224 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 130 百万円 減価償却費相当額 125 百万円 支払利息相当額 4 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 271 百万円 無形固定資産 361 百万円 合計 632 百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 133 百万円 無形固定資産 210 百万円 合計 343 百万円 期末残高相当額 有形固定資産 137 百万円 無形固定資産 151 百万円 合計 288 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 74 百万円 1年超 214 百万円 合計 289 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 66 百万円 減価償却費相当額 63 百万円 支払利息相当額 2 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(金額単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	18,567	14,307	-

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位: 百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	103,701
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	102,921
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	779

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。

・ 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	103,594
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	102,921
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	673

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（デリバティブ取引関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	9,073	9,182
年金資産 (B)	2,531	2,669
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	6,541	6,512
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	6,541	6,512
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	6,541	6,512

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	324	161
利息費用	177	90
期待運用収益	41	18
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	381	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	841	233

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

- 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。
- 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

【附属明細表】

第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1.有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引期末残 高	摘要
有形 固定 資産	建物				6,699	3,761	100	2,938	
	土地				3,216			3,216	
	リース資産				31	0	0	30	
	建設仮勘定				46			46	
	その他の有形固 定資産				1,254	830	45	423	
	計				11,248	4,593	145	6,655	
無形 固定 資産	ソフトウェア				3,249	1,482	242	1,767	
	リース資産				1	0	0	1	
	その他の無形固 定資産				127			127	
	計				3,377	1,482	242	1,895	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	3,306,703	3,114,262	1.7		
財政融資資金借入金	3,306,703	3,114,262	1.7	平成21年11月～ 平成45年5月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	8	-	-	
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	24	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	396,804	402,125	379,337	347,712	327,966

3. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	37,289	69,172		37,289	69,172
	個別貸倒引当金		50,319			50,319
		うち非居住者向け債権	50,319			
	特定海外債権引当勘定					
賞与引当金	393	389	393		389	
計	88,002	69,562	393	37,289	119,882	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日現在) の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 0 円及び他の銀行への預け金 4,063 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 56,280 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金 208 百万円その他であります。

負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 13,299 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 114 百万円であります。

(3) その他

該当事項なし。